

株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

平成22年6月21日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

新株予約権の無償割当て（以下「新株予約権無償割当て」という。）においては、海外のライツ・イシューや国内の公募増資と比較して、会社が新株予約権の発行を決定してから新株予約権行使を経て資金調達を完了するまでの期間が長期に亘ることから、当該期間の短縮が求められている。こうした状況を踏まえ、新株予約権無償割当てに関して、発行会社の機動的な資金調達が可能となるよう、新株予約権の権利割当日に係る取扱い及び総株主通知の手續期間の見直しを行うこととし、「株式等の振替に関する業務規程」（以下「規程」という。）及び「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）の一部について所要の改正を行う。

2. 改正概要

（1）権利割当日の設定に係る取扱い

現行の振替制度において、会社が新株予約権無償割当てをする場合には、権利割当日（割当の効力発生日）における株主を確定するため、その前日を会社法上の基準日（会社法第124条第1項）と定めることが実務となっている。しかしながら、会社法上は、必ずしも基準日を定めることは求められていないことから、会社が権利割当日の前日を株主確定日とする総株主通知の請求を行うことにより、権利割当日における株主を確定することも可能とすることとする。なお、株式の無償割当て及び新株予約権付社債の無償割当てについても同様とする。

（規程第92条、第223条、第269条、規則第138条、第140条、第301条、第303条、第350条）

（2）総株主通知に係る手續期間の短縮

総株主通知の請求時期の改正

現行、会社が総株主通知の請求を行う場合には、株主確定日の前営業日から起算して9営業日前の日までに、機構に対し請求することとしているが、新株予約権無償割当てに係る株主を確定するための総株主通知の請求の場合に限り、その請求時期を株主確定日の前営業日から起算して「8営業日前の日まで」とする。

（規則第195条）

総株主通知日程案内の通知時期の改正

現行、株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日に機構加入者に対して通知している総株主通知日程案内の通知時期を、総株主通知の請求がにより株主確定日の前営業日から起算して8営業日前の日にされた場合に限り、その通知時期を株主確定日の前営業日から起算して「6営業日前の日」とする。

（規則第183条）

(3) 所要の規定等の整備

機構加入者に商号変更があったときの機構による公表等の取扱いを明確化する他、形式的な文言の修正等を行う。

(規程第 13 条、第 14 条、第 15 条、規則第 7 条、第 8 条、第 9 条等)

3 . 施行日

2 . (1) 及び (2) の改正規定については、平成 22 年 6 月 21 日から施行する。2 . (3) に係る改正規定については、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

以 上